明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

（文化芸術活動基盤強化室及び国際文化交流室並びに興行入場券流通対策専門官）

第八十一条　文化経済・国際課に、文化芸術活動基盤強化室及び国際文化交流室並びに興行入場券流通対策専門官一人を置く。

2　文化芸術活動基盤強化室は、経済の振興に資する見地からの文化の振興に関する基本的な施策のうち、文化芸術に関する創造的活動を行う者、伝統芸能の伝承者、文化財等の保存及び活用に関する専門的知識及び技能を有する者、文化芸術活動に関する企画又は制作を行う者、文化芸術活動に関する技術者、文化施設の管理及び運営を行う者その他の文化芸術を担う者の文化芸術に関する活動の基盤の強化に関するものの企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる。

3　文化芸術活動基盤強化室に、室長を置く。

4～7　［略］

附　則

［条を削る。］

第四条　［略］

（高等教育局私学部私学行政課私学共済室情報連携推進専門官の設置期間の特例）

第五条　第四十二条第三項の情報連携推進専門官は、令和六年三月三十一日まで置かれるものとする。

第六条・第七条　［略］

（スポーツ庁オリンピック・パラリンピック課外国カリキュラム開発調査官の設置期間の特例）

第八条　第七十七条第一項の外国カリキュラム開発調査官は、令和四年三月三十一日まで置かれるものとする。

（文化庁企画調整課感染症対策専門官の設置期間の特例）

第九条　第八十条第一項の感染症対策専門官は、令和八年三月三十一日まで置かれるものとする。

第十条・第十一条　［略］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

この省令は、令和三年四月一日から施行する。

○厚生労働省令第七十六号

厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）第十六条第四項及び第六項並びに第十八条第三項並びに厚生労働省組織令（平成十二年政令第二百五十二号）第百三十八条第二項、第百四十条第三項、第百四十九条第二項及び第百五十三条第二項の規定に基づき、並びに同法及び同令を実施するため、厚生労働省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年三月三十一日

厚生労働大臣　田村　憲久

厚生労働省組織規則の一部を改正する省令

厚生労働省組織規則（平成十三年厚生労働省令第一号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（公文書監理・情報公開室及び広報室並びに企画官、訟務官及び法務専門官） **第三条**　総務課に、公文書監理・情報公開室及び広報室並びに企画官十九人、訟務官三人及び法務専門官二人を置く。 2～9　（略）	（公文書監理・情報公開室及び広報室並びに企画官、訟務官及び法務専門官） **第三条**　総務課に、公文書監理・情報公開室及び広報室並びに企画官十八人、訟務官三人及び法務専門官二人を置く。 2～9　（略）

（国際文化交流室及び興行入場券流通対策専門官）

第八十一条　文化経済・国際課に、国際文化交流室及び興行入場券流通対策専門官一人を置く。

［項を加える。］

［項を加える。］

2～5　［同上］

附　則

第四条　削除

（初等中等教育局財務課高校修学支援室訟務専門官の設置期間の特例）

第五条　第二十四条第五項の訟務専門官は、令和三年三月三十一日まで置かれるものとする。

第六条　［同上］

（高等教育局私学部私学行政課私学共済室情報連携推進専門官の設置期間の特例）

第七条　第四十二条第三項の情報連携推進専門官は、令和三年三月三十一日まで置かれるものとする。

第八条・第九条　［同上］

（スポーツ庁オリンピック・パラリンピック課外国カリキュラム開発調査官の設置期間の特例）

第十条　第七十七条第一項の外国カリキュラム開発調査官は、令和三年三月三十一日まで置かれるものとする。

［条を加える。］

第十一条・第十二条　［同上］